

美作市立勝田東小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校は、縦割り班活動が活発に行われ、異学年児童同士のつながりも深く、児童の人間関係はおおむね良好である。しかし、友達に対して厳しい見方をしたり、深く考えないで言った言葉で友達を気付つけてしまったりする場面も見られる。そこで、日常生活の中で児童の実態把握に努め、情報の共有を進める中で、常に適切な対応をとることができるように体制整備を行うとともに、児童の人間関係づくりを進めていく取組を充実させることが必要と考える。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは、全ての児童に関係する問題であり、児童の心の不安定さや心の居場所の無さに起因すると考える。児童の学校生活全般に目を配るとともに、教師と児童との関わりを大切にするように心がける。また、児童が活躍する場を学校生活全体に設定し、認め合いの環境を整える。
 - ・教育相談週間や児童へのアンケートを実施し、得られた情報を共有することによって、児童への指導支援をスムーズに行う。
 - ・児童の生活状況や指導状況の情報交換を定期的に行い、全教職員による情報の共有に努める。
- 《重点となる取組》
- ・地域・保護者へ学校内の諸課題やその対応について情報を提供し、共感を得る。
 - ・いじめの認知能力や対応能力向上のため、また児童理解のための校内研修を実施する。
 - ・全教育活動の中で児童のがんばりをタイムリーに評価し、お互いを認め合う環境を整備することによって、充実感・満足感が感じられる環境づくりを図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・親師会（PTA）全体会（年間4回）で「いじめの問題」を含めた学校内の諸課題や学校の取組を説明し、理解を得るとともに、研修を行う。 ・教育相談日等を活用し、保護者と積極的に情報共有を行う。 ・地域との交流（ふれあい交流会、花の種のプレゼント）を通じて、地域のお年寄りとの交流を深め、「人のため、人を大切にす」心を育てる。 	<p>○いじめ対策委員会</p> <p><役割> 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正。いじめ事案への対応の中核。</p> <p><メンバー> 校内…校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭等 校外…スクールカウンセラー・SSW・保健師等</p> <p><開催>各学期に1回を定例とする。</p> <p><教職員への伝達> 職員会議または、終礼で、全教職員に周知</p>	<p><連携機関名> ・美作市教育委員会</p> <p><連携の内容> ・支援のための専門スタッフ</p> <p><学校側窓口> ・教頭</p> <p><連携機関名> ・青少年育成センター・美作警察署</p> <p><連携の内容> ・非行防止教室の実施 ・15の春そだち部生徒指導連絡協議会</p> <p><学校側窓口> ・生徒指導主事</p>

学 校 が 実 施 す る 取 組

いじめ防止	<ul style="list-style-type: none"> ○遊びの推進・・・友だち同士の関わり大切さ・楽しさを実感させる。 ○教師が児童と向き合う時間を大切にする・・・しっかり話をする。 ○全教育活動（授業、委員会、縦割り掃除、全校での給食等）の中で、児童の活動を見守り、がんばりを認めることで、満足感・達成感を実感できる環境の整備と、互いに認め合う温かい人間関係づくりを進める。 ○ネット上のいじめを防止するために、情報モラルに関する授業を行う。 ○児童理解、個に応じた支援の方法に関する研修を行い、感性を磨き、指導力向上を図る。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間に合わせて、アンケートを学期に1回実施する。 ○全職員による児童の観察を行い、毎週金曜の職員終礼時に、児童の状況についての情報を共有し、いじめの早期発見を図る。 ○児童と向き合う時間を積極的に確保し、信頼関係を確立する。 ○学校での児童のがんばりを家庭へ伝え、気がかりな点とその対応の様子を説明するなどして、気軽に話し合える関係作りに努める。
いじめ対応	<ul style="list-style-type: none"> ○悪ふざけや遊びなど、「いじめ」と疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。「いじめ」の情報があった場合、情報把握後、速やかに全教職員へ伝達する。 ○いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに体制を整える。 ○「いじめ」が確認された場合は、いじめられた児童と保護者の心情を大切に対応する。憶測や伝聞情報に左右されることなく、事実関係の確認を行い、速やかに正確な情報を保護者に伝え、今後の対応について情報共有を行う。 ○いじめた児童への指導時、自らの行為を振り返らせるとともに、いじめの背景にある要因にも目を向けその対応に努める。 ○「いじめ」が解消されたと見られる場合も、引き続き十分な観察と児童への声かけや見守り対応を継続していく。

